

福岡市立障がい児通園施設指定管理者選定・評価委員会設置要綱

(設 置)

第1条 福岡市立障がい児通園施設（心身障がい福祉センター児童部門，東部療育センター，西部療育センター，あゆみ学園，めばえ学園）について，指定管理者の候補者の選定及び指定管理者による管理運営状況の評価を適正かつ公正に実施するため，指定管理者選定・評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は，次に掲げる事項について協議する。

- (1) 指定管理者の選定に関する事項
- (2) 指定管理者による管理運営状況の評価に関する事項
- (3) その他，こども未来局長が委嘱する事項

(委 員)

第3条 委員会の委員は，次に掲げる者の中から選任する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 弁護士，司法書士，公認会計士，税理士，中小企業診断士のいずれかの資格を有する者
 - (3) 各施設利用者の代表
 - (4) 関係機関の代表
 - (5) その他市長が必要と認める者
- 2 委員の任期は，選定した指定管理者による当該指定期間の管理運営状況の評価が終了するまでとする。ただし，補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。
- 3 委員は，再任されることができる。
- 4 委員は，その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も，また同様とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は委員の互選とし，会議を総理する。
- 3 副委員長は委員長が指名する。
- 4 副委員長は，委員長を補佐し，委員長が事故があるときはその職務を代理する。

(委員でない者の出席)

第5条 委員長が必要と認めるときは，専門的事項に関し知識がある者等の出席を求めることができる。

(会 議)

第6条 委員会は，必要に応じて，委員長が招集する。

(会議の公開)

第7条 委員会の会議は，これを公開する。ただし，出席委員の3分の2以上の多数で会議を公開することにより当該会議の適正な運営に著しい支障が生じると決した場合には，この限りではない。

- 2 前項ただし書きにより，会議を非公開としたときは，その理由を明らかにしな

ければならない。

- 3 委員会は、事業者の選定過程における公正性、透明性を確保するため、協議の議事録を作成するものとする。
- 4 委員会における指定管理者の候補者の選定に係る協議の経過及び結果は、候補者を選定した後に公表する。

(委員等の責務)

第8条 委員、事務局員、その他委員会に出席した者は、委員会を通じて知り得た情報を公表してはならない。ただし、福岡市及び委員会が公表した情報については、この限りではない。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、こども未来局こども部こども発達支援課において行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか要綱の実施について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年9月1日から施行する。